

ハイエクの思想(1)

——二種類の自由主義についての研究

吉 澤 昌 恭

目 次

はじめに

I 自由主義の二大系譜

- (1) 自由主義の二つの流れ
- (2) 個人主義：ほんものにとせもの
- (3) 自由の運命

II 自由，法，市場

- (1) 進化の理論
- (2) 自由と法
- (3) 市場と経済発展

III 全体主義への変質

- (1) 構成派合理主義
- (2) 法実証主義
- (3) 科学主義

おわりに

はじめに

ハイエクの学問体系は大きく二つの部分に区分できる。ひとつは戦前に生み出されていった、景気変動論を中心とする理論経済学である。いまひとつは、1944年の『隷従への道』をもって始まる、新自由主義の体制思想である。

前者の純粋理論経済学は戦前既に我が国でも広く知られていたものであり、いくつかの著作が翻訳されている。しかし、後者の新自由主義の体制思想は我が国では、未だ十分体系的な形で紹介されるに到っていない。また、翻訳も二・三のものが存在するのみである。勿論我が国でも、ハイエクが新自由主義者¹⁾の中でも最も筋金入りの自由主義者の一人であること、彼が新自由主義者の世界的結社「モンペルラン協会」の創設者であること、或いは彼がノーベル経済学賞の受賞者であること等々のことは広く知られている。また、多くの人々が彼の体制思想を研究し、それをいろいろな形で発表していることも事実である。しかし、正しくハイエクの体制思想の全体像を浮きぼりにするような総合的・体系的な解説書は未だ存在しないように思われる。

何故こうなったのか不思議である。ハイエクの「戦後もの」は内容的にも文章的にも難しいという常識が存在しており、これが上記のことに一役買って来たのかもしれない。確かに、ハイエクの「戦後もの」には内容文章共に難解なものがいくつか存在する。しかし、全てがそうだというわけではなく、また難解なものといえども、その論理は執拗なまでに一貫しており、推論の省略や論理の飛躍はほとんどといっていいほど存在しない。従って、難解なものといえども、丹念に読み進んでゆくという労を厭いさえしなければ、十分理解可能であると思われる。

確かに、彼の「戦後もの」のいくつかが内容的にも文章的にも難解であることが、我が国に於ける彼の思想の解説書不在の理由のひとつであろう。しかし、このことにもまして重要ないまひとつの理由が存在するように思われる。即ち、彼の最も中心的なテーマを順々に論じていった著作の存在しないことがそれである。換言するならば、彼の体制思想の全体像を

1) 新自由主義の諸系譜については、次の二著作を参照せよ。

Hayek, F.A.: *The Transmission of the Ideals of Economic Freedom*, in *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, Chicago 1967. (以下 *SPPE* と略す。)

野尻武敏編著『現代の経済体制思想』新評論, p. 35-36。

最も明らかにするような著作を示せといわれても、そうすることができないのである。彼の体制思想を研究したことのある人なら、このことに思い当るであろう。彼の研究は、経済学に始まり、法学、政治学、社会科学方法論、心理学、哲学にまで及ぶ幅広いものであり、そこには、一見するとかなり毛色の違った種々様々な論文が存在する。しかしながら、これら数多くの論文のほとんどのものが、少しずつ微妙に食い違う角度から、あるひとつのテーマを論じたものである。

それでは、その中心テーマとは何か。それは次のように要約することができる。

①近代に於ける個人の自由の起源は17世紀の英国にまでさかのぼり得るものであり、また、それ以前には個人の自由はほとんど存在しなかった。そして、そこで生まれた個人の自由を理論的に基礎づけるべく、自由主義思想が形成された。

②しかし、個人の自由を主張する自由主義思想にはいまひとつの流れがある。それは大陸、とりわけフランスに源を発するものである。それは、英国での動きに触発されたことに端を発していたとはいえ、やはり、英国の自由主義思想とはかなり性格を異にするものであった。

③英国の自由主義思想こそが常に個人の自由と両立し得るのであり、フランスの自由主義思想は一定の状況下でのみそうであり、個人の自由を排斥するようなものに変質してゆく可能性を秘めたものである。

④18世紀後半から19世紀にかけて、フランスの自由主義思想が徐々に英国の自由主義思想を凌駕していった。そして、フランスの自由主義思想そのものも徐々に変質していった。

⑤こうした思想界での動きを反映して新たに登場してきたものは、個人の自由を圧殺する体制であった。

ハイエクの論文の多くのものは、こうした思想界の動きの分析に当てられている。そこで、本稿では、こうしたハイエクの体制思想の中心テーマを解明することに努めたい。

I 自由主義の二大系譜

(1) 自由主義の二つの流れ

α 権力に対する闘争の副産物としての自由

自由主義には二つの流れがある。一方に於いて、17世紀後期の旧ホイッグ党 (Old Whigs) の時代から19世紀末期のグラッドストーンの時代にかけて、英国で発展させられてきた個人の自由を尊重する政治体制が存在した。しかし、こうした個人の自由を尊重する体制が生まれたのは、計画的にそれを実現しようとしたことの結果としてではなく、権力に対する闘争の副産物としてであった。エリザベス女王(在位1558—1603)の死後間もなく、英国王と英国議会の間には激しい抗争が発生し、はしなくもその副産物として個人の自由が生まれることとなった。その後チャールズ一世と英国議会の闘争に端を発した長期にわたる「市民戦争」(1642—46, 1648—52)、チャールズ二世による王政復古(1660)、名誉革命(1688)といった種々の経緯をたどりながら、その後の英国に於ける政治的發展を支配するようになった政治的理念の全てが生まれてきた。即ち、「法が王であるべきこと」といった考え方、「明文化された憲法」並びに「分権の原則」がそれであった。そして、こうした全ての考え方を明快化し組織化したのがロックの『市民政府論』であった。

2) 自由主義の二つの流れの区分は、ハイエクの思想に於いて非常に重要な意味を持っている。このことは数々の論文でくり返し述べられている。Hayek, F.A.: Individualism: True and False, in: *Individualism and Economic Order*, Indiana 1948 (以下 *IEO* と略す。)/ Freedom, Reason and Tradition, in: *The Constitution of Liberty*, London and Henley 1960 (以下 *CL* と略す。)/ Kinds of Rationalism, in: *SPPE / The Principles of a Liberal Social Order*, in: *SPPE / Reason and Evolution*, in: *Law, Legislation and Liberty*, vol. I London and Henley 1973 (以下 *LLL* と略す。)/ The Errors of Constructivism, in: *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, London and Henley 1978 (以下 *NS* と略す。)/ Liberalism, in: *NS*.

b 自由主義の理論の形成

こうして、各個人に当時のいかなる他の国々に於けるよりも多くの自由を許容した英国は、18世紀に空前の物質的繁栄を生み出した。そして、このような思いもかけない成果を更に一般化しようとの要請が生まれ、また、そこからこうした繁栄の原因を究明しようとの動きが起ってきた。これに最も大きく寄与したのが、マンデヴィル、ヒューム、アダム・スミス、アダム・ファーガソンであった。ここに自由主義の理論が確立されたのである。

そしてこの自由主義思想は、英国に於いてはエドモンド・パーク、T.B.マコーレー並びにアクトン卿によって、フランスに於いてはB.コンスタン並びにA.トクヴィルによって、ドイツに於いてはイマヌエル・カント、フリードリッヒ・フォン・シラー並びにヴィルヘルム・フォン・フムボルトによって、更に合衆国に於いてはジェームズ・マディソン、ジョン・マーシャル並びにダニエル・ウェブスターによって受け継がれていったのである。

○いまひとつの自由主義

他方、いまひとつの自由主義が存在する。これは、「先のももの伝統を模倣しようとの試みに端を発していたとはいえ、フランスに於いて優勢であった構成派合理主義 (constructivist rationalism)³⁾ の精神ののっとなってこの伝統を解釈したし、また、そうすることによってそれとは全く別のものを生み出した⁴⁾」のであった。この自由主義は、ヴォルテール、百科全書派フィジオクラート並びにルソー等と共に始まり、フランス革命や近代社会主義の思想的源泉ともなった。またそれは、功利主義者達によって英国に逆輸入され、19世紀の中期を通じて英国の政治にも重大な影響を与えるよ

3) この構成派合理主義の精神とは、全ての文化現象を人間の目的意識的な計画的行為の産物とみなす精神態度である。これに関しては、第三章で更に論ずることにしたい。

4) Hayek, F.A.: The Principles of a Liberal Social Order, in: *SPPE*. p. 160.

うになっていった。

(2) 個人主義：ほんものにとせもの

■基礎にある哲学の違い

共に「自由主義」という名称を掲げるこれら二つの政治原理は、いくつかの点に於いて類似の結論に到達するとはいえ、それらが基礎とする理論ないし哲学は全く別のものである。第一のものは、人間理性の限界についての洞察並びに文化現象や精神現象の進化論的解釈を基礎にすえている。そして、それは伝統に対して敬虔であり、全ての知識全ての文明は伝統によって支えられているということを認識している。それに対して、第二のものは構成派合理主義をその基盤としている。即ち、それは、全ての文化現象は人間の目的意識的な計画的行為の帰結であると考え、また、既存の制度は全て総合的な計画によって全面的に改良し得るという信念によって支えられているのである。従って、そこからは当然のことながら伝統に対する軽蔑の念が生み出されてくる。

■ほんものの個人主義

二つの自由主義に於いて、伝統に対する考え方は全く正反対のものである。この差異は人間観の違いに帰因している。英国の自由主義者は、人間の能力、とりわけその理性には抜き難い限界があると考え、しかしながら、この抜き難い限界を持つ人間も、諸々の制度の助けを借りることによって思いもかけぬほどの成果を上げ得るのである。他方、いかなる個人といえども抜き難い限界を持つ以上、そういった制度を単独で創出し得るものではない。それは長い時間と多数の人々の経験を通じて、即ち、進化のプロセスを通じて初めて生み出され得るものである。従って、英国の自由主義者が個人に与える重要性は限られたものである。即ち、そこで許される自由とは伝統や制度の枠内に於ける自由である。しかし、このことは、伝統や制度が絶対不可侵のものである、ということの意味するものではない。伝統や制度のあらゆる変更・修正が否定されるのではなく、それらを一時にそして全面的に改造しようとの試みが否定されるだけである。伝統

や制度が存在して初めて、抜き難い限界を持つ人間の生存が可能となるのだから、それらのものの改造は漸次的で部分的なものでなければならないのである。一定の枠組の下で個人々に自由が与えられるならば、それは思いがけない成果を生み出す。このことは、17世紀の英国議会の闘争の副産物としてはしなくも個人の自由が生まれたことによって証明された。しかし、その自由は枠組そのものを破壊するほどのものであってはならない。従って、このような意味で、英国の自由主義とは、限定された個人主義の主張なのである。

○にせものの個人主義

これに対して、18世紀のフランスに於ける自由の主張者、即ち、啓蒙思想家は概して伝統というものに冷淡であった。啓蒙思想家にとって伝統というものは、本来自由であるべき人間にとっての拘束以外の何物でもなかった。過去の因襲が自由人に対する拘束である以上、それらは破壊さるべきであった。そして、全てが破壊された後に、自由に合致する制度が新たに再構成さるべきであった。17世紀以降の自然科学の著しい発達は、このようなことはいともたやすく行い得る、との印象を生み出していた。そこには人間理性への限りなき信頼が存在し、人類の無限完成すら想定されるに到った。人間が無限の可能性を持っている以上、彼に与えられる自由も完全なものでなければならない。いかなる拘束も課されてはならない。その主張とは無限定的個人主義の主張である。これは英国で主張された個人主義とは全く異質のものである。しかし、このような無限定的な個人主義、万人への無限定な自由が可能であるわけではない。そういったものは無政府状態を帰結するか、それとも、一部の権力獲得に成功した者のみの完全な自由、即ち、独裁制を帰結するかのいずれかでしかあり得ない。これが、ハイエクがフランスの個人主義の伝統をにせものと呼ぶゆえである。

(3) 自由の運命

■絶対王政への抵抗

以上のように、英国の自由主義とフランスの自由主義とは、その性格を

かなり異にするものである。勿論、フランスの自由主義といえども英国の自由主義に触発されたものであり、それを模倣しようとしたものであることは確かである。しかし、英国の自由主義が人間理性の限界についての洞察並びに諸制度の進化の理論をその基盤としていたのに対して、フランスの自由主義はデカルト以来の構成派合理主義を基礎にすえていた。このことが上記のような違いを生み出したのである。英国の伝統は、異質の哲学によって、本来の姿とはかなり違った形で解釈されたのである。

しかし、かなり性格を異にするこれら二つの自由主義にも、当然、いくつかの類似点が存在する。なかでも重要なのは、それらが共に絶対王政に反対し、その権力の制限を主張したことである。英国の自由主義者は、王といえども法に服さねばならぬ、と主張する。「法が王となる」ことによって、個々人に法の下での自由が与えられる。それに対してフランスの啓蒙思想家は個人の絶対的自由を主張する。従って、王権は当然制限されるべきものである。英国の自由主義もフランスの自由主義も、それが絶対王政のアンチ・テーゼの位置に止っている限りは、共に個人の自由の擁護者なのである。

b 自由の確立

しかし、絶対王政を打倒した後にはいかにすべきかについて、両者の実践的・政治的主張はかなり食い違ってくる。英国では、絶対王政倒すべしとの運動も、既に Cromwell の独裁を経験した後には、王政そのものの廃棄の要求とはならず、王政そのものは維持すべきであると考えられたのである。必要なのは「法の支配」を確立することであった。こうしたことを背景にして、1688年の名誉革命が起り、立憲君主制が確立されるに到った。ここに法の下での自由が確立したのである。

c 自由の消滅

フランスはこれとは違った発展を示した。啓蒙思想家の一部の者は、立憲君主制だけでは満足しなかった、彼らは更に君主制そのものの廃棄を要求し、共和制を唱えた。しかし、彼らは立憲君主制の「立憲」の意味を十

分に理解してはいなかった。憲法は王をも拘束するものであり、こうした法によって初めて個人の自由の保証が可能となるのである。彼らは「法の支配」「法の下での自由」の意味を十分理解できなかったのである。「個人の自由のセーフガードとしての法」への尊敬の念を欠いた主張は、全体主義を正当化するようなものに容易に転化する可能性を秘めていた。こうしたことが、ロベスピエールの独裁となって現実のものとなった。しかし、これはやがてナチス・ドイツやボルシェヴィキのロシアへと展開してゆく道りの前奏曲に過ぎなかったのである。

18世紀後半には、英国の自由主義とフランスの自由主義とはかなり性格を異にしたものになっていた。しかし、19世紀に入るとフランスの伝統が英国にも浸透していった。これに寄与したのがベンサムを初めとする功利主義者（哲学的急進主義者）達であった。彼らは、19世紀の中期を通じて、立法や諸々の政策にはかり知れない影響を及ぼした。こうすることによって、彼らは、それと意識することのないままに、社会主義への道を開いていったのである。

19世紀は、二つの自由主義のうち、フランスのそれが優位していった時代であった。しかも、このフランスの自由主義は、個人の自由と両立不可能なものへと変質していった。こうして20世紀のナチス・ドイツやボルシェヴィキのロシアに到る道が準備されていったのである。そして、フランスの知的伝統は遂にドイツやロシアで実を結び、ここに個人の自由を圧殺する体制が生まれたのである。

Ⅱ 自由，法，市場

(1) 進化の理論

a 自由主義思想の理論的基盤

既に第一章第一節で指摘したように、英国に於いては、個人の自由は自由主義思想よりも先に存在した。17世紀に於ける英国王と英国議会の闘争の副産物として個人の自由が生まれ、また個人の自由は英国を空前の経済

発展へと導いたのであった。こうした一連の動きを理論的に解明し、哲学的に基礎づけようとして生まれてきたのが自由主義思想であった。個人の自由の基礎づけの最初の重要な試みがロックによって為された。しかし、ハイエクの判定に従うならば、個人の自由をロック以上に首尾よく基礎づけ、ロックの思想を更に発展させたのが、マンデヴィルであり、スコットランドの道徳哲学者達、即ち、デウィッド・ヒューム、アダム・スミス、アダム・ファーガソンであった。そして彼らの思想の中核を成していたのが進化の理論であった。

5) 自然一人為二分法

進化の理論がいかにして形成されてきたかを知るためには、古代ギリシアに発する自然一人為二分法 (natural/artificial dichotomy) について論ずることから始めねばならない。この二分法は全ての現象、全ての事物を「自然的」(natural) なものと「人為的」(artificial) なものとに区別する。しかし、この二分法にはある種のあいまいさが存在する。というのも、ある現象ないし事物を自然的なものとな為的なものとに区分するに際して、少なくとも二種類の基準が存在するからである。一方に於いて、人間の行為 (action) の存在の有無を基準にした分類が可能である。他方、人間の目的意識的計画的行為 (design) の存在の有無を基準にして分類を為すことも可能である。人間の行為の有無を基準としたならば、「自然的なもの」とは「人間の行為と独立のもの」、「人為的なもの」とは「人間の行為の帰結」という風に言い換えることができる。他方、人間の目的意識的計画的行為の有無を基準とするならば、「自然的なもの」とは「人間の目的意識的計画的行為と独立のもの」のことであり、「人為的なもの」とは「人間の目的意識的計画的行為の産物」ということになる。

三様のものが存在し得る。人間とは全く無関係に存在するもの。人間の

5) Hayek, F.A.: The Results of Human Action but not of Human Design, in: *SPPE* / The Errors of Constructivism, in: *NS* / Dr Bernard Mandeville, in: *NS* / Reason and Evolution, in: *LLL* vol. I.

行為の帰結ではあるが、人間が綿密な計画に基づいて生み出したのではないところのもの。人間の綿密な計画の物産。自然一人為二分法によれば、この第二のものは、「自然的なもの」にも「人為的なもの」にも、いずれにも分類可能なのである。即ち、行為 (action) の有無を基準にすれば、それは「人為的なもの」になる一方で、目的意識的計画的行為 (design) の有無を基準にすれば、それは「自然的なもの」になるのである。

このように、自然一人為二分法にあっては、「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結ではないところのもの」(the results of human action but not of human design⁶⁾) の位置は明確にならない。勿論、「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結ではないところのもの」の存在など認めないのであれば問題はないが、もしそうしたものの存在を認めるならば、自然一人為二分法には重大な欠陥が存在することになる。こうした自然一人為二分法の欠陥克服の突破口を開いたのがマンデヴィルであった。

● 進化の理論

(i) マンデヴィルの功績

マンデヴィルは、人々の意図とそうした意図を抱く人々の行為の帰結とが食い違う可能性を示した。即ち、彼は「利己的な目的のために為されることは何であれ不道徳であるとした上で、そして道徳的命令に従うために為されたことのみを道徳的であると認めた上で、社会の大抵の利益はそのような厳格な規準に従えば不道徳と呼ばねばならぬもののおかげである⁷⁾」ことを示したのである。

ハイエクの述べるところによれば、マンデヴィルの「(彼の定義した意味での) 私悪は公益に通ず」というパラドックスは、彼自身の思想発展と共に、次のような三つの命題へと発展していった⁸⁾。

6) Hayek, F. A.: The Results of Human Action but not of Human Design, in: *SPPE*.

7) Hayek, F. A.: Dr Bernard Mandeville, in: *NS*, p. 252.

8) Hayek, F. A.: Dr Bernard Mandeville, in: *NS*, p. 253.

①複雑な社会の秩序の下では、人々の行為の帰結は彼らの意図したところのものと大へん異なったものとなる。

②個人は自己自身の目的を追求するに当って、利己的であるか利他的であるかにかかわらず、彼らの予期しない或いは恐らく知ることすらない他者に対して有益な帰結を生み出す。

③社会の全体秩序や我々が文化と呼ぶものは、そうした(社会の秩序や文化といった究極の)目標を顧慮することはないが、しかし制度や慣習やルールによってそうした目標に奉仕するように方向づけられている、個人個人の努力の帰結なのである。

以上の三命題の確立によって、自然一人為二分法克服への道が開かれたのである。人々の当初の意図とは異なっているが、制度・慣習・ルールによって規制されつつ秩序だったものとなる人々の行為の帰結は、明らかに「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結ではないところのもの」(the results of human action but not of human design)なのである。それは人々の行為の帰結であるが故に「自然的」(natural)なものではない。しかし他方で、それは特定個人・特定組織の目的意識的計画的行為の産物ではないが故に、「人為的」(artificial)なものと言い切ることが憚られるのである。

(ii) 進化の理論

以上のようなマンデヴィルの思想は、ヒュームやファーストンによって更に発展させられていった。制度・慣習・ルールの下で生み出されてくる人々の行為の帰結は、「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結ではないところのもの」である。しかし、人々の行為を秩序づける、この制度・慣習・ルールもやはり「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結ではないところのもの」なのである。しかも、それらは進化のプロセスの産物なのである。こうしたもののうちのひとつである法がいかんして進化のプロセスによって生み出さ

れてくるか、がヒュームによって明らかにされた。⁹⁾そしてまたファーガソンによって、法や統治組織の漸次的生成のメカニズムが示されたのであ¹⁰⁾る。そして、彼によって、既に幾度となく述べてきた「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結ではないところのもの」という章句の定式化が為されたのである。「文明時代と呼ばれる時代においてさへ、一般大衆の凡ての歩みや動きは、何れも将来に対する何らの見透しもなしに行はれるのである。そして民族は、制度といふものに思ひ掛けなくも遭遇するのであるが、これは人間活動の結果であって、何ら人間の計画の結果ではないのである。」(and nations stumble upon establishments, which are indeed *the result of human action, but not the execution of any human design.*)¹¹⁾ (傍点筆者)

(iii) 市場の理論

以上のような進化のプロセスの産物の助けを借りることによって、人間は、その理性の限界にもかかわらず、偉大な業績を達成することができる。こうしたことを示したのが、アダム・スミスであり、彼の『諸国民の富』であった。彼は、分業とそれを可能にする市場（ハイエクによれば、市場も進化のプロセスの産物のひとつである。）とが大きな生産力をもたらすことを示したのである。

(2) 自由と法

a 個人的自由

(i) 自由の定義

ハイエクによれば、英国の自由主義者の主張する自由とは、「個人的自由」(individual freedom, personal freedom)である。ハイエクは、こ

9) Hume, D.: *A Treatise of Human Nature*. (大槻春彦訳『人生論』岩波文庫第三編)

10) Ferguson, A.: *An Essay on the History of Civil Society*, Edinburgh 1767. (大道安次郎訳『市民社会史』白日書院)

11) 『市民社会史』第三章第二節 p. 238.

の個人的自由を他者の恣意的意思による強制のない状態と定義している。^{12) 13)}

この個人的自由は、政治的自由 (political freedom) や内的自由 (inner-freedom, metaphysical freedom) とは別の概念である。¹⁴⁾ 政府の選択、立法・行政プロセスのコントロールへの参加を意味する政治的自由にしる、理性や持続的信念に導かれて行動する状態たる内的自由にしる、いずれもポジティブな性格を持つものである。それに対して個人的自由とは全くネガティブな性格のものである。また、個人的自由とは自らの欲することを為し得る力といったものでもない、¹⁵⁾ ということは言うまでもないことである。

(ii) 自由・強制・法

個人的自由とは他者の恣意的意思による強制のない状態と定義されたのであったが、それではこの強制の内容はいかなるものであろうか。ハイエクは強制を次のように定義している。即ち、強制とは、ある人間が自分自身の目的にではなく、他者の目的に奉仕させられている状態である、¹⁶⁾ と。ある人間が他の人間を強制して自らの目的に奉仕させ得るためには、前者は後者の生活与件に対する決定的な影響力を保持していなければならない。

従って、強制とは次のような状態である。即ち、ある人間が、他の人間の生活与件に対する決定的な影響力を保持しており、それを背景にして、後者に一定の行動をとらせようとの意図を持ち、またその意図にそぐわない行動をとる者には害を課すぞとの脅迫を行っており、他方で、こういった脅迫によって自己の行動の選択の幅を制限された人が、究極的には、自己の目的にではなく脅迫を行った人の目的に奉仕するような状態である。

12) Hayek, F. A.: Liberty and Liberties, in: *CL*, p. 11.

13) ロックは自由を次のように定義している。「自由とは、他人による制限および暴力から自由であることである……」Locke, J.: *Two Treatises of Government*, 1690. (鶴飼信成訳『市民政府論』岩波文庫 第六章 p. 60)

14) Hayek, F. A.: Liberty and Liberties, in: *CL*, p. 13-15.

15) Hayek, F. A.: Liberty and Liberties, in: *CL*, p. 16.

16) Hayek, F. A.: Coercion and the State, in: *CL*, p. 133.

それ故に、強制を排除し、個人的自由を確保するためには、何人も他者の生活と件に対する決定的な影響力を持ち得ず、従って、他者に一定の行動をとらせようとの意図を持ち得ないようにすること、或いは、何人も自己の生活と件を他者によって決定的に制限されることがなく、自己の目的を追求し得るようにすることが必要となる。こういったことを有効に実現し得る唯一の方法は、各人に一定の私的領域を保証し、何人もその私的領域内の行動に干渉し得ないようにすることであり、そしてまた公権力を用いて私的領域の侵犯行為を禁止することである。¹⁷⁾

それでは、各人の私的領域はいかにして決定さるべきであろうか。それを決定するのが進化のプロセスの産物たる法である。この法によって各人の私的領域が決定され、その法に違犯しない限りでのあらゆる行為が許されるのである。こうして法の下での自由と秩序とが二つながらにして達成されるのである。

(iii) 法の性質

それでは、個人の私的領域を決定する法とは何であろうか。それを決定する法とは、人々が共存してゆく上で必要であると考えられるようになっていった「あれをしてはならない」「これをしてはならない」といった類の種々様々なネガティブな行動のルールが、進化のプロセスを通して、ひとつの体系となって現われてきたものである。それは正に、「正しい行為に関するルールの体系」(a system of the rules of just conduct) と呼べるものである。そしてこれは、①現実に遵守されているに過ぎず、決して言葉で表現されることのなかったルール、②言葉で表現されてはきたが、依然として、行動に於いて久しい以前から一般に遵守されてきたものを近似的に表わすに過ぎないルール、③綿密に紹介されてきた、それ故に、必然的に文章に表わされてきた言葉として存在するルール、の全てを包含している¹⁸⁾のである。

17) Hayek, F. A.: Coercion and the State, in: *CL*, p. 139-140. / Liberty and Liberties, in: *CL*, p. 20-21.

18) Hayek F. A.: The Errors of Constructivism, in: *NS*, p. 8-9.

以上のような意味での法は、次のような三つの属性を持っている。^{19) 20)}①一般性・抽象性：法とは、未知の事例に言及し、特定の個人・場所・対象への言及を含むことなき、本質的に長期的な尺度である。②確定性(certainty)：法とは、公布公知されることによって万人にとって周知のものであり、それを特定の事例に適用した場合の判決がかなりの精度をもって予測することが可能となるような類のものである。③平等性：法とは、万人に等しく適用さるべきものであって、何人もその適用を免がれることはできない。

このような法の性質を更に理解するために、法 (law) と命令 (command) の²¹⁾違いについて論じるのが有益であろう。

法とは、「～をしてはならない」といった類の種々様々な行動のルールの体系であり、しかもそれはあらゆる人々に等しく適用されるものである。それに対して命令は、特定の個人または特定の組織が、一定の帰結をもたらそうとの意図に基づいて、「～をせよ」という形で特定の個人または特定の組織に対して発するものである。法の第一の属性が一般性・抽象性であるのに対し、特殊性・具体性が命令の持つ本質的な特徴である。

こうした意味での命令を受けた者は、彼自身何らの決定をも行わない。彼には、自らの知識を用いたり、自らの好みを表明したりするチャンスは残されておらず、彼は、究極的に、命令の発布者の目的に奉仕するのである。それに対して、法は、各個人にいかなる行動を為すべきかについての大幅な決定権を残す。彼には、自らの知識を自らの目的のために用いる可能性が大いに残されているのである。法は各個人に大幅な自由裁量の余地を残す。それに対して命令は人々に自由裁量の余地を残さない。従って、人々の行為を規制するルールの一般性・抽象性の増大は（即ち、命令の支配する社会から法の支配する社会への移行は）、自由の増大を意味するの

19) Hayek, F. A.: The Safeguards of Individual Liberty, in: *CL*, p. 208-210.

20) 『市民政府論』p. 98, p. 132, p. 146.

21) Hayek, F. A.: Law, Commands and Order, in: *CL*. ここでの法と命令の区別は、私法と公法の区別に、そして、正しい行為に関するルールと組織のルールの区別に対応している。

である。²²⁾

b 政府の制限

(i) 社会契約説

個人的自由を守るための最も有効な方法とは、各個人に一定の私的領域を保証し、そうした私的領域の侵犯行為を公権力を用いて禁止するという方法である。こうして各個人は私人の恣意的意思による強制から解放され、その限りに於いて個人的自由を享受することができる。しかし、これだけでは個人的自由が十分に確立されたとは言い難い。なぜなら、公権力の恣意的な干渉によって、個人の私的領域が犯され、個人的自由が抑圧される可能性が残されているからである。

従って、次に、公権力による私的領域への恣意的な干渉をいかにしてチェックするか、ということが問題になってくる。即ち、私人の恣意的な強制が排除されねばならぬと同様に、公権力による恣意的な強制も排除されねばならぬのである。そして、公権力による恣意的強制の排除、政府の権力の制限を正当化するために考え出されたのが社会契約説であった。ロックによれば、人々の同意（即ち、社会契約）から個人の私的領域の保証をその本来の任務とする政府が生まれ、人民は政府がこうした任務を果たす限りに於いて政府に服従する。従って、政府が本来の任務を放棄し、個人の私的領域に恣意的な干渉を加えるならば、社会契約の有効性は消滅し、人民の政府への服従義務はなくなってしまうというのである。こうして政府の活動に対して枠がはめられるのである。

しかし、政府の起源を社会契約に、即ち人々の目的意識的計画的行為に求めるというやり方は、構成派合理主義の思想系譜に属するものである。ロックも構成派合理主義から少なからぬ影響を受けていたのである。政府の権力の制限の論拠を社会契約に求めるというやり方は、ハイエクの排除するところである。社会契約説は一種の虚構に過ぎず、しかも、それは圧制の正当化にも用い得るような危険な要素を孕んだ虚構である。実際にホ

22) Hayek, F. A.: The Atavism of Social Justice, in: *NS*, p. 60.

ップスはその理論を圧制を正当化するために用いたし、ルソーにも同様の傾向が多分に存在していたのである。

(ii) 法の支配 (the Rule of Law)

それでは、政府の権力の制限の論拠をどこに求めればよいのだろうか。ヒュームはそれを法に求めたのである。既に述べたように、法とは進化のプロセスの産物であり、それは特定個人・特定組織の目的意識的計画的行為の産物ではない。そして、法の起源は立法者よりも古いのである。こうした法こそが政府権力の制限の論拠となるのである。私人が、「～をしてはならない」といった類のネガティブな行動のルールから成る法に違反した行動をとらない限り、政府は彼に干渉を加えてはならないのである。私人の活動領域が法によって規定されるのと同様に、政府の活動領域も法によって規定されるのである。

真の自由主義社会とは、私人の活動も政府の活動も共に法によって枠組を課せられた社会、即ち、「法の支配」する社会なのである。

◦自由の論拠

以上、自由と法の関係について述べてきた。しかし、そもそも自由は何故に尊重されねばならないのであろうか。英国の自由主義者達はいかなるところに自由の価値を見い出していたのであろうか。

まず第一に、自由に対する偏愛が存在する。即ち、他者に制限されることなく、自分にとって価値があると思うことのために努力したいという気持は多くの人に共通するところであらう。当然、18世紀の英国の自由主義者達も、こういった感情を持っていたと思われる。

しかし、彼らが自由を擁護するに際して、より前面に出してきたのが、自由こそが経済発展の原動力である、といった考え方であった。次に、これについて論じてみたい。

(3) 市場と経済発展

◦市場の機能

人々の自利心に根ざす活動こそが社会の発展の原動力である、というの

がマンデヴィルの基本認識であった。スミスは、マンデヴィルのこの思想を更に発展させ、より体系的より説得的な形で議論を展開した。人々に経済活動の自由が与えられたならば、人間の最も強力な動機たる自利心は、人々に自らの知識・能力・資産を最も効果的に用いようとする気を起させる。自由は各個人の経済活動を活性化させるのである。

こうした状況の下では、各個人は専ら自らの利害にのみ専心していればよい。しかし、そうだからといって、彼らの活動が全く調和のとれないものであるわけではない。なぜなら、市場が、何が知識・能力・資産の最も有利な利用方法であるか、という情報を提供してくれるからであり、また、彼らが市場の提供する情報に適切に対処しなければ、大きな損失がもたらされることになるからである。自由は人々の経済活動を著しく活性化させる。そして、活性化された各々の経済活動は、市場（の情報伝達機能）に助けられて、相互に調和する。かくして、経済発展と秩序というものが二つながらに実現するのである。

b 市場秩序の特徴

(i) 市場の機能条件

何が最も強く需要されており、いかなる用途に知識・能力・資産を投入すれば最も有利か、という情報が市場メカニズムによってもたらされるのであるが、この市場メカニズムが十全に機能するためには一定の条件が満たされねばならない。まず第一に私有財産が保証され、契約の自由が認められねばならない。そして第二に、国家の経済への不干渉の原則が守られねばならない。

(ii) 市場秩序の特徴

少なくとも以上の二条件が満たされぬ限り、市場は十全に機能し得ない。それでは、市場が機能した場合にもたらされる秩序はいかなる性質のものとなるであろうか。まず第一に言えることは、市場のもたらす最終的な資源配分の帰結は予測不可能である、ということこれである。というのも、この資源配分は特定の個人ないし特定の組織の指令に基礎を置くもの

ではなく、従って、それは統一的な目的序列に沿ったものではなく、多分に偶然に委ねられたものとなるからである。それ故に、一般により重要だと考えられているものの供給よりも、あまり重要でないと考えられているものの供給が優先される可能性すら存在するのである。²³⁾

市場秩序の第二の特徴は、その所得分配様式にある。ある人に対する報酬は、その人の道徳的長所やその人の為した努力に応じてではなく、或いはまたその人の困窮度に応じてではなく、その人の提供するサービスの価値に応じて、即ち、市場価格に応じて決定されるのである。²⁴⁾従って、道徳的に非常に優れた人、財やサービスの生産に非常な努力を傾注した人、或いは著しく生活に困窮している人があまり報われず、道徳的に劣った人、大した努力もしない人、或いは非常に裕福な人がより報われる、といったことがしばしば起り得るのである。また、それまでは市場で十分な報酬を得ていた人が、人々の好みが変わったというただそれだけの理由で、全く報酬を得られなくなるという可能性も存在するのである。

(iii) 市場秩序への不満

市場秩序の以上のような特徴に対して不満が表明されてきた。資源配分の帰結の予測不可能性に対して、そしてとりわけ、一般により重要だと考えられているものが後回しにされる可能性が存在するという事実に対して、何らかの統一的な目的序列に従って経済を計画的に統御すべし、との主張が為されてきた。

また、市場のもたらす所得分配も非難され、分配的正義を実現せよとの主張が為されてきた。所得分配を道徳的長所や努力に応じたものにせよとか、より困窮した人により多く支払い、所得分配をより平等なものにせよとか、或いはまた、ある人の地位を人々の好みの変化にかかわらず保証せよとかいった形で分配的正義の実現が要請されてきたのである。(もっ

23) Hayek, F. A.: The Principles of a Liberal Social Order, in: *SPPE*, p. 162-165.

24) Hayek, F. A.: The Moral Element in Free Enterprise, in: *SPPE / Equality, Value and Merit*, in: *CL*, p. 93-100.

とも、これらの主張は相互に矛盾する側面を孕んでおり、それら全てを同時に達成することは難しいであろう。)

c 不満の源泉

以上のような市場秩序に対する不満の源泉は、閉鎖社会 (closed society) と開放社会 (open society) の違いが十分認識されていないことの内に存するのである。²⁵⁾ 閉鎖社会とは統一的な目的序列の存在する社会であり、命令によって人々の行動が律せられてる社会である。従って、この社会では、人々が独自の目的を自由に追求し得る可能性は残されていない。それに対して、開放社会とは多様な価値観の並存し得る社会であり、人々の行動が命令によってではなく、法によって律せられている社会である。統一的な目的序列の不在と多様な価値観の並存可能性とは正しく表裏一体の関係にある。こうした社会に於いてのみ、個人的自由が存在し得るのであり、また、この個人的自由が経済を力強く発展させ得るのである。

しかしながら、人類が開放社会を経験し出したのはほんの数百年前のことであり、人類ははるかに長い期間を閉鎖社会で過ごしてきたのである。従って、閉鎖社会で形成されてきた感情が開放社会の到来後も受け継がれているとしても、少しも不思議ではない。こうした閉鎖社会から受け継がれてきた感情こそが、市場秩序に対する不満の源泉なのである。こうした市場秩序への不満が、次章で論じる構成派合理主義の産出物と結びつくことによって、社会主義思想が形成されていったのである。

Ⅲ 全体主義への変質

(1) 構成派合理主義

a 啓蒙思想の理論的基盤

18世紀の英国の自由主義思想の基盤を成したのが進化の理論であったのに対して、同時期のフランスの自由主義思想、即ち、啓蒙思想の理論的基

25) Hayek, F. A.: The Discipline of Abstract Rules and the Emotions of the Tribal Society, in: *LLL* vol. II. / The Atavism of Social Justice, in: *NS*.

盤を成したのが、デカルト以来の構成派合理主義 (constructivist rationalism) であった。この思想はやがて自由と完全に対立するようなものへと変質してゆくのである。

ハイエクは構成派合理主義を次のように定義している。即ち、構成派合理主義とは、「人間は彼自身が社会制度や文明を創造してきたのであるから、彼はまたそれらのものを自らの欲望や願望を満たすために思いのままに改変し得るに相違ない²⁶⁾」と想定する精神態度である。この構成派合理主義が18世紀の英国の知的伝統といかに性格を異にしたものであったかは、次に挙げるファーガソンの叙述と、デカルト並びにルソーのそれとを比較することによって明らかになるであろう。

「人類が現実意識に随って、不便を除去し、明白な身近な利益を追求する場合には、想像もおよばない結果に到達するものであって、他の動物と同様、その終極点を意識せずに、自然の道を歩みつつけるものである。『私はこの広野を自分のものにしたい。そしてそれを私の相続者に遺したいのだ。』と最初に言った人といへども、彼が民法や政治制度の基礎を打ち樹てつつあるのだとは知ってはいなかったのである。初めて指導者の配下に列した人も、彼がかの永久的な服従の範を垂れているのだとは思はなかった。」(ファーガソン, 大道安次郎訳『市民社会史』白日書院

第三章第二節 P.237)

「そのむかし半ば野性のままで少しずつしか開かれなかったが、犯罪や闘争のもたらす不都合に迫られて、やむをえずおいおいに法律を作ってきた民族は、寄り集まった最初から思慮の深い立法者の憲法を守り通した民族ほどに立派に開けてゆけぬであろう。」(デカルト, 落合太郎訳『方法序説』岩波文庫 第二部 P.23)

「ある土地に囲いをして『これはおれのものだ』と宣言することを思いつき、それをそのまま信ずるほどおめでたい人々を見つけた最初の者が、政治社会〔国家〕の真の創立者であった。」(ルソー, 本田・平岡訳『人

26) Hayek, F.A.: The Errors of Constructivism, in: NS, p. 3.

間平等起源論』岩波文庫 第二部 P.85)

b 「自由のセーフガードとしての法」への尊敬の念の欠如

三者の叙述を比較することによって、構成派合理主義の次の二つの特徴が明らかになってくる。そして、それらのものが、やがて自由の対立物へと成長してゆく種子なのである。第一に、構成派合理主義の論者は、進化のプロセスの産物の価値をあまり高く評価していないか、或いは、そういったものの存在そのものを否定している。そして第二に、制度を創設する人間の能力が無条件に前提されているのである。

この第一の特徴からは、「自由のセーフガードとしての法」、「立法者に先立って存在する法」といった考え方は生まれにくい。法とは特定の個人ないし特定の組織の策定したものではなく、無数の人々の経験の中から生まれてきた種々様々なネガティブな行為のルールの体系であり、それは君主や立法者をも支配する、といった考え方は、構成派合理主義の受け容れるところではないだろう。

「自由のセーフガードとしての法」といった考え方を持たぬ思想は、全体主義が台頭してきた場合、それに対して十分抵抗力を持ち得ぬ思想であろう。

c 無政府状態か、それとも独裁か

構成派合理主義の第二の特徴、即ち、人間の理性を非常に高く評価する態度は、既に第一章第二節でも指摘した如くに、やがては無政府主義か独裁かのいずれか一方に到らざるを得ない。そして、絶対王政が倒れた後に、そうしたことが現実に起ったのである。

あらゆる個人の能力が等しく高く評価される場合には、そうした評価は各人の自由の基礎づけとなり得る。しかし、そうした評価を更に徹底してゆけば、それは各人の無限定な自由の主張となり、やがては無政府主義が帰結されるであろう。

他方、特定個人の能力が非常に高く評価される場合には、そうした評価は独裁を正当化するものとなり易いように思われる。

いずれにせよ、秩序と自由の両立した状態などは望み得べくもなくなるのである。

(2) 法実証主義

a 法実証主義

ハイエクによれば、以上の如き構応派合理主義のひとつの帰結が法実証主義 (legal positivism) である。そして、この法実証主義は、19世紀後半以降のドイツに於いて、「自由のセーフガードとしての法」「法の支配」といった考え方を完全に空洞化させてしまったのである。こうして歴史の舞台はフランスからドイツへと移ってゆく。

「法実証主義とは、一つの歴史的伝統に真正面から反対するという形で、発展させられてきた。……この伝統とは自然法の概念である。」²⁷⁾ 勿論、この自然法を主張する学派は多数にのぼり、その主張もそれぞれ異なったものである。それらの諸学派はそれぞれ自然法の派生源を「神からの啓示に、或いは人間理性 (human reason) の本質的な力に、或いは人間理性そのものに組み込まれてはいないが、人間の知性 (human intellect) の働きを支配する非理性的 (non-rational) な諸要素を構成する諸原理に」求めており、また、ある学派は「自然法を恒久的で不変なものと考え」、他の学派は「その内容は変り得るものと考えている。」²⁸⁾ しかし、「これらの異なった自然法学派は (少なくとも)、それらの学派が同一の問題に携わっているという一点に於いて、共通項を持って²⁹⁾いる。」自然法学者と法実証主義者の大きな差異は次の点にある。即ち、「前者が自然法問題の存在を認めているのに対し、後者はそもそもそんな問題の存在を完全に否定するか、或いは、少なくともそれが法学の分野で正当な場所を占めるものであることを否定している³⁰⁾」という点に。法実証主義者にとって、「法とは、その

27) Hayek, F.A.: *The Decline of the Law*, in: *CL*, p. 236.

28) Hayek, F.A.: *The Decline of the Law*, in: *CL*, p. 237. 言うまでもなく、ヒュームやファーガソンの法理論はここでいう自然法学に含められる。

29) Hayek, F.A.: *The Decline of the Law*, in: *CL*, p. 236.

30) Hayek, F.A.: *The Decline of the Law*, in: *CL*, p. 236-237.

定義によって、専ら人間の意思による意図的命・令からのみ成り立つものである。そうした理由から、法実証主義は正しくその発生の当初から、法の支配ないし概念発生当初の意味に於ける『法治国家』の理想の基礎を成す超実定法的 (meta-legal) 諸原則に対しては、何らの共感も何らの有用性も見出し得なかつた。³¹⁾」(傍点筆者)法実証主義者にとって、そうした諸原則とは立法権に対する障害物以外の何物でもなかつた。19世紀後半のドイツに於いては、「超実定法的法」の存在を否定する法実証主義が支配的影響力を持つに到り、「法の支配」の観念もその実質的な内容を完全に奪い去られてしまったのである。そこでは、「本来実体的な概念であった『法治国家』の概念は、……国家の全ての活動が立法府の認めたものであることを要請するに過ぎない純粹に形式的な概念にとって代られてしまつた。³²⁾」要するに当局がいかなることを為そうとも、合法的な手続さえふんでいれば、それでよいのである。

b 全体主義に対する歯止めの消失

こうした法実証主義の教義は、第一次大戦後H.ケルゼンによって、更に強力なものに形を整えられ、遂にはドイツの国境を越えてまで影響力を及ぼすようになっていった。ケルゼンの教義は、社会改良主義者達にとっては、正しく福音そのものであった。「彼の教義は、伝統的な諸制約(即ち、法の支配)が自分達の野望達成のいらだたしい障害であると感じ続けてきた、そしてまた多数派の権力に対するあらゆる拘束を一掃したいと望んでいた、全ての改良主義者達によって、貪欲に受容された。」ケルゼンの世界に於いては、立法者の権限に対するいかなる制限も存在し得ないのである。³³⁾

こうした教義がいかなる帰結をもたらすものであるかについて、「次第に増大する憂慮の聲が、ドイツの憲法学者会議に於いて、一人以上の報告

31) Hayek, F.A.: The Decline of the Law, in: *CL*, p. 237.

32) Hayek, F.A.: The Decline of the Law, in: *CL*, p. 237.

33) Hayek, F.A.: The Decline of the Law, in: *CL*, p. 238.

者から表明されるようになった。しかし、もはや遅すぎた。……ヒトラーのドイツに於いて、ファシストのイタリアに於いて、そしてまたロシアに於いて、法の支配に服する国家は『自由の状態にはなく』、『法によって縛られた囚人』であり、国家が『正しく』行動するためには、国家は抽象的諸規定の束縛から解放されねばならない、と信じられるようになった。国家が真に『自由』であるためには、国家はその国民をいかようにも取り扱³⁴⁾い得るような状態になればならぬのであった。』

こうして、制限を受けない政府を正当化する教義が完成された。この教義は、構成派合理主義のいまひとつの帰結たる科学主義 (scientism) の生み出した (方法論的) 集団主義と合体することによって、やがて、全体主義の体制を生み出していったのである。

(3) 科学主義

人間理性に対する過信は、科学的な装いをこらされ、新たな方向へと発展していった。そして、そうした方向の中から方法論的集団主義が生み出されていった。こうしたことは、社会科学に携わる者が自然科学の方法を模倣しようとしたことに端を発していた。ハイエクは、社会科学者が自然科学の方法を模倣しようとする態度を科学主義と呼ぶ。ハイエクのこの概念を十分理解するためには、彼の社会科学方法論に関してやや詳細に論ずることが必要となる。

■ 自然科学と社会科学

(i) 自然科学の課題

科学という用語は、19世紀前半を通じて、次第に物理学と生物学に対してのみ用いられるようになっていった。(以下、こういった意味での狭義の「科学」を表わす時には、《科学》と表現する。) こうした狭義の《科学》³⁵⁾は、ルネッサンス期以来、次のような三つの障害と闘ってきた。①他

34) Hayek, F.A.: The Decline of the Law, in: *CL*, p. 239.

35) Hayek, F.A.: *The Counter-Revolution of Science: Studies on the Abuse of Reason*, Glencoe 1952 (佐藤茂行訳『科学による反革命—理性の濫用』木眞社 第一部第二節 p. 9-10.)

人の意見の分析に努力を傾注するようになっていた学者達の傾向。②概念実在論。③「擬人観的」・「物活論的」理論。

「これらの障害に抗して近代《科学》は、たゆまぬ努力を通じて『客観的事実』とじっくり取り組み、自然にかんして人間が考えたことの研究とか一定の概念を現実世界の真の表象と見なすことなどに終止符を打たねばならなかった。とりわけ、われわれと同じある志向をもった意識を移入することによって現象を説明しようとするすべての理論を捨てねばならなかった。³⁶⁾」近代《科学》は、以上のような障害に抗しつつ、通常の経験によって形成された概念を諸現象の系統的な検討を通じて不断に修正し再構成してゆくことに、その努力を傾注していったのである。

《科学》は「事実」が「見かけ」と違うということを絶えず明らかにしてゆく。即ち、「同一と思われる事物が必ずしも同じ仕方で振舞うものでないこと、そして異なると思われる事物が他の観点から見ると同じ仕方で振舞うことが往々にして認められる³⁷⁾」のである。こうしたところから出発して、《科学》は、事物の感覚に基づく分類法を、「同じような状況の中で同一の振舞を示すものを一緒に寄せ集める」分類法に取り換えていったのである。つまり、近代《科学》は、その進歩の全歴史を通じて、外部世界の刺激の生得的な分類法から解放されてきたのである。

(ii) 社会科学の特殊領域³⁸⁾

《科学》は、人間が外部世界に対して抱いている観念を不断に修正してゆく、ということとその任務としており、《科学》にとっては、人々の抱く観念は常に仮のものである。とはいえ、人々がある明確な観念を持っているということ、そして人々の観念がある程度まで似通っているということもまた事実である。人々は自らの抱く観念に規定されつつ行動する。そして、そのことによって一連の社会現象が生ずるのであろう。もし、そうだ

36) 『科学による反革命』第一部第二節 p. 10.

37) 『科学による反革命』第一部第二節 p. 12.

38) 『科学による反革命』第一部第二節 p. 18.

とすれば、人々の抱く観念を出発点とする科学が成立し得るはずである。人々の抱く観念を出発点にして、社会現象を説明することこそ社会科学の課題なのである。

その場合、外部世界について人々の抱く観念が事実とどれだけかけ離れているか、ということは問題ではない。人々が自らの抱く観念に規定されつつ行動することによって、いかにして社会現象が生み出されてゆくかを解明することが重要なのである。

(iii) 社会科学の対象と方法

①対象の主観的性格

社会科学は、人間の意識的行為または反省に基づく行為を取り扱う。こうした行為の原因なり誘因となる外部的刺激は、当然のことながら、物理的用語によって表現することもできる。しかし、そうしたやり方は、人間行為の説明という目的にとって有益な方法である、とは言い難い。なぜなら、「客観的検査によれば異なっている筈の外部的刺戟に対して人びとは同じ仕方で反応するという、また同じく異なった条件下で、あるいは身体の異なった部位に刺戟を受けた場合、それが物理的に同一の刺戟であったとしても、人びとは全く異なった態度で反応する³⁹⁾」ということがしばしば起り得るからである。人々は意思決定を為すに際して、外部的刺激の感覚に基づく分類、即ち、自分自身の主観的な経験だけから知られている分類に基づいて、それを為すのである。こうした分類から得られる、即ち、その行動が研究対象となっているような人々の抱いている観念こそが、社会科学にとってのデータ⁴⁰⁾なのである。既に述べたように、この場合、人々の抱いている観念が真であるか偽であるかは問題にならない。この観念は、人々が行ったり言ったりする事柄を通じて認識される。こうした認識が可能なのは、我々自身が研究対象となっている人々と同じような意識を持っているからである。

39) 『科学による反革命』第一部第三節 p. 23.

40) 『科学による反革命』第一部第三節 p. 26.

人間の意思決定は、外部的刺激の感覚に基づく主観的な分類から得られる観念に従って為される。しかも、人々によって抱かれるこの観念は、かなり共通した構造をしてはいるものの、やはり多くの点でそれぞれ異なったものであり、時には、相互に対立したものになることすらある。このような意味で、社会科学の対象は二重に「主観的」なものなのである。

②方法論的個人主義

人々の抱く観念が、社会科学にとってのデータであり、出発点であると述べた。しかし、この観念は次の二つのものに区分することができる。即ち、「人びとによって抱かれることによって社会現象の原因となるような観念と、そうした社会現象にかんして人びとが形づくる観念⁴¹⁾」とに。これら二つのものが明確に区別されることがなければ、それは絶えざる危険の源泉となる。社会科学者は前者を自己の研究の出発点とせねばならない。そして、後者一例えば、社会、資本主義、帝国主義、産業、階級、国といった類のもの一を「仮の理論、通俗的抽象に過ぎないものと見なさねばならないし、またこの観念を事実と取り違えたりしてはならない⁴²⁾」のである。こうした社会科学のあるべき姿を、ハイエクは、方法論的個人主義という用語で表現している。

③「構成的」(compositive) 方法

社会科学者は内省によって我々に直接知られる観念を結び合わせ、構成することによって、初めて、「直接的な観察によっては確認されたことのない(多分確認されない)複雑な現象についての、構造的に一貫した原理⁴³⁾」を発見することができるし、また、そうせねばならないのである。人々の抱く観念というデータを構成し、そのことによって複雑な現象の原理を説明するというこのやり方は、正に、「多くの人びとの意識的行為が意図せざる結果を生み出す場合とか、誰の意図でもない事柄が規則的に観察

41) 『科学による反革命』第一部第三節 p. 28.

42) 『科学による反革命』第一部第四節 p. 41.

43) 『科学による反革命』第一部第四節 p. 42.

44) 『科学による反革命』第一部第四節 p. 43.

される場合⁴⁵⁾に、特に意味を持ってくる。

「人間の行為の帰結ではあるが、人間の目的意識的計画的行為の帰結でないところのもの」(the results of human action but not of human design) については既に何度も言及しているが、ここで、その具体的な事例としての歩道生成の様子について論じてみよう。「最初は誰もが自分にとって最良と思われる小道を自分のために探し求める。だが、こうした小道が一たん利用されるようになると、それによってそこは通り易くなり、したがってその小道は幾度も利用されるようになる。こうして次第よりはっきりした形をとった踏み馴らされた小道が出来上り、他に考えられる道を避けてもっぱらこの小道だけが利用されるようになる。かくてこの地域を人が通るとき、それらの移動はある明確な行動のパターンに従うことになる。そしてこのパターンは多くの人びとの慎重な決断の結果ではあるが、しかし、それはやはり誰かが意識的に計画して作り上げたものではない。⁴⁶⁾」

この歩道生成の原理の説明は、何ら実際の観察に基礎を置くものではない。それは、「われわれや他の人びとが同じような状況にあってどのような行動するか、そしてその状況に置かれた後続の人びとが自分の道を探さねばならないとしたらどうするか、また自分たちの行為の積み重ねによって小道を創り出すとしたらその人びとはどうするかといったことにかんするわれわれの一般的知識から引き出されるものなのである。⁴⁷⁾」こうしたことは、社会科学のデータ、即ち、内省によって我々に直接知られる、人々によって抱かれている観念を、明確な目的をもって構成することによってのみ可能なのである。

b 科学主義

(i) 《科学》の専制

45) 『科学による反革命』第一部第四節 p. 44.

46) 『科学による反革命』第一部第四節 p. 46.

47) 『科学による反革命』第一部第四節 p. 46.

近代《科学》は、ルネッサンス以来の三つの障害に対する闘いを通じて、次第にある特殊な厳密さと確実さを獲得してゆき、このことによって他のあらゆる学問とは区別されるようになっていった。《科学》の成功は、他の分野の研究に対して非常な魅力を発揮するようになり、他の学問は《科学》の教理や言葉を急速にまねるようになっていった。こうして《科学》の専制が始まった。「これらの学問（《科学》以外の学問）は自分自身の特殊な問題に自らの方法をよりよく適応させることよりも、自分たちの方法が、輝かしい成功を取めている姉妹〔物理学や生物学〕の方法と同じであることを示すことによって、むしろこれらの学問と同等の地位を要求することの方にだんだんとかかざらうようになったのである。こうして、おおよそ120年にわたり《科学》の精神よりはその方法を真似ようとするこうした野望が社会研究を支配し、現在に到っている。⁴⁸⁾」

(ii) 科学主義

《科学》の精神そのものをではなく、その方法のみをまねようとするこうした態度を、ハイエクは、科学主義 (scientism) と呼ぶ。ハイエクは科学主義を次のように定義している。即ち、それは、「公平無私な研究の一般精神ではなくて、《科学》の方法なり言葉遣いについての卑屈な模倣にかかわる考え方であり、「ある思考習慣を、それが作り上げられてきた分野とは異なった分野に機械的、無批判的に適用する態度」の⁴⁹⁾ことである。

ハイエクの科学主義の定義は、その後カール・ポパーの教示によって若干変化している。即ち、彼は科学主義という用語を「誤って自然科学の方法と信じたものを社会学者が模倣しようとする」⁵⁰⁾そういった態度に対して用いるようになっている。

しかし、いずれにせよ、科学主義とは、科学的であることを僭称する非

48) 『科学による反革命』第一部第一節 p. 4.

49) 『科学による反革命』第一部第一節 p. 6.

50) Hayek, F. A.: *SPPE*, p. viii.

科学的態度を表わす用語として用いられているのである。

(iii) 科学主義的取り組みに於ける客観主義・集団主義・歴史主義

社会科学の真の方法たる方法論的個人主義は、「人々によって抱かれることによって社会現象の原因となるような観念」をその出発点とし、「社会現象に関して人々が形づくる観念」を仮の理論、通俗の抽象に過ぎないものとみなし、また、この観念を事実として取り扱うことに対して慎重であれと要請する。それに対して、科学主義的偏見にとらえられた人間は、「人々によって抱かれることによって社会現象の原因となるような観念」をデータとして使用することを回避しようとする余り、そして客観的な事実を出発点としようとする余り、近代《科学》が避けようとしてきた誤謬を犯すという全く逆説的な事態に陥ったのである。即ち、そうした人間は、「漠然とした通俗的理論でしかないものを、事実として取り扱うといった思い違いを犯すようにな⁵¹⁾」ったのであり、「夢想だにしない『概念実在論』の誤謬の生け贅とな⁵¹⁾」ったのである。

かくして通俗的観念に過ぎない「全体」を事実であるかの如くに取り扱う、科学主義的取り組みに於ける方法的集団主義が生まれる。そして、それは「擬人観的」或いは「物活論的」理論へと発展してゆく。それは、「社会的」ないし「集団的」意識の存在を想定するようになる。即ち、それは、「われわれに直接知られている個々人の意識の間の関係によって全体を構成する代りに、個人的意識と何か同種のものとして、漠然と把握されたある全体を取り扱⁵²⁾う」のである。こうして個人の意識のイメージに基づいて一つの「超意識」というものが想定されるに到るのである。

このような方法論的集団主義のひとつの現われが歴史主義である。歴史主義にあっては、歴史家によって研究される複合体は、素朴に、「与えられた全体」とみなされている。ここから、「全体の観察を通じてこれら全体の発展『法則』を解明できるという信念が自ずと導き出されて来る⁵³⁾」の

51) 『科学による反革命』第一部第六節 p. 70.

52) 『科学による反革命』第一部第六節 p. 75.

53) 『科学による反革命』第一部第七節 p. 97.

である。

●科学主義の帰結

(i) 構成派合理主義と科学主義

既に述べたように、構成派合理主義は、進化のプロセスの産物の価値の認識に失敗している。進化のプロセスの産物の価値の認識は、構成的方法を用いることによって初めて可能となる。構成的方法を拒絶する科学主義もやはり、進化のプロセスの産物の価値の認識に失敗せざるを得ない。それに失敗しているという意味に於いて、構成派合理主義と科学主義は正しく同根の思想なのである。従って、当然のことながら、科学主義も、目的意識的計画的行為 (design) によらないものは秩序ある人間目的に適った制度たり得ないという信念並びに、人間はあらゆる制度を自らの思うままに作り出す完全な能力を保持しているという信念を、構成派合理主義と共有しているのである。

(ii) 方法論的集団主義の主張

以上のような信念は、方法論的集団主義と結びつくことによって、社会の意識的統制の主張を生み出す。方法論的集団主義の提唱者は、社会という「実体の統一性擁護のために社会は意識的統制つまりある個人の意識が最後の拠り所となるに違いないような統制に服さねばならない⁵⁴⁾、」と主張する。しかも、彼らは、構成的方法によってしか説明され得ない、「社会はある意味では、すべての個人の単なる総計『以上』のものである⁵⁴⁾」という事実を拠り所にして、こうした主張を行っているのである。

社会の「意識的統制を求めることはある単一の意識による統制を求めることに等しい。」なぜなら、「意識的⁵⁵⁾」とか、「周到な」とかいう用語は、個人に適用する場合にしか意味を持ち得ないからである。

かくして、社会の意識的統制という課題が、例の「超意識」へと託されてゆく。そして、独裁者がこの超意識にとって代るまでには、ほんの数歩

54) 『科学による反革命』第一部第八節 p. 119.

55) 『科学による反革命』第一部第九節 p. 122.

が残れているのみである。

(iii) 方法論的集団主義から政治的集団主義へ

勿論、以上でみてきたような方法論的集団主義は政治的集団主義と区別されねばならない。とはいえ、前者は容易に後者に転化し得るものである。また逆に、政治的集団主義は方法論的集団主義を欠くとその知的基盤を完全に奪われてしまう。というのも、「意識的な個人的理性が『社会』とか『人類』のあらゆる目的、あらゆる知識を把握できるという主張がなくなれば、意識的中央の指導によってこれらの目的が十分達成されるといった信念はその根拠を失うことになる」⁵⁶⁾からである。

付論：科学主義としてのケインズ主義⁵⁷⁾

a. 科学主義の新たな展開

科学主義は近年新たな展開を示してきている。ケインズ主義がそれである。そこに於いては、「与えられた全体」としての総雇用と総需要が出発点とされるのである。そして、この総雇用と総需要の間に、単純で明確な相関関係が存在すると信じられている。ここにもまた、方法論的集団主義を認めることができる。しかし、ケインズ主義の主張は新たな方向へ展開していった。

そもそもケインズ理論が支持された重要な理由のひとつは、それが数量化可能な諸量を取り扱っているということであった。そして、この数量化可能性がこの理論の優秀性を示すものであると考えられているのである。ケインズ主義の信奉者はこうした信念に基づいて、更に、我々の理論は数量化可能なもの或いは計測可能なものみに関連づけられた形のものにすべきである、と主張するまでに到っている。

しかし、自然科学の場合と違って「本質的に複雑な現象」或いは「組織された複雑性を持った現象」(phenomena of organized complexity)⁵⁸⁾を取り扱う社会科学に於いては、「説明するべき諸側面の内で、数量化されたデータを入手し得る側面は限られたものであり、しかもそれは重要なものを含んでいないかもしれないのである⁵⁹⁾。」

b. 特定化された予測とパターン予測

理論を数量化可能なもの或いは計測可能なもののみと関連づけようとする努力の背

56) 『科学による反革命』第一部第九節 p. 128.

57) この討論はとばしても本論理解の妨げとはならない。

58) Hayek, F. A.: The Pretence of Knowledge, in: NS, p. 26.

59) Hayek, F. A.: The Pretence of Knowledge, in: NS, p. 24.

景には、自然科学の分野に於ける特定度の高い予測と同じような予測を、経済学の分野に於いても達成したいといった願望があるように思われる。しかし、自然科学の分野に於いて予測の特定度が高いのは、自然科学がより単純な現象を取り扱っているからである。それに対して、「組織された複雑性を持った現象」を取り扱う社会科学では、特定度の高い予測を導き出すことはできない。なぜなら、組織された複雑性を持った現象の性格は、「それを構成している個々の要素の属性や個々の要素の発生する相対的頻度に依存しているのみならず、個々の要素の結合の仕方にも依存している⁶⁰⁾」(傍点筆者)からである。従って、組織された複雑性を持った現象に関して特定化された予測を導き出すとすれば、全ての構成要素についての完全な情報が必要となり、こういった情報の代りに統計的な情報を使用することは許されないのである。

しかし、個々の要素についての完全な情報を入手することは、その要素の数がふえればふえるほど困難になる。従って、そうした情報を完全に収集し尽くすということが不可能であるならば、組織された複雑性を持った現象に関して特定化された予測を行うことは不可能になる。その場合可能なのは、「パターン予測」だけである。パターン予測とは、「(研究対象となっている)構造の一般的属性の幾つかのもののみ」の予測であり、その構造を構成する個々の要素についての特定化された叙述を何ら含むことなく予測⁶¹⁾」このことである。

こうしたパターン予測は、自然科学の分野に於ける予測と比べて、その特定度は低く、よりネガティブなものである。しかし、「明日、月は何時何分何秒に満ちるだろう」という陳述も、「明日、月は満ちないであろう」という陳述も、共に予測なのである。そして、常に前者の有用性が後者の有用性よりも著しく高いとは限らない。

「あなたは砂漠を旅するに際して、一滴の水も見い出し得ないであろう」という予測は、何らポジティブな陳述を含んではおらず、特定度の低い予測ではあるが、非常に重要性を持つものであろう⁶²⁾。しかも、それは反証可能な予測なのである。或いは、「あなたが私の書齋に入るならば、あなたは菱形とうねりによって構成されるパターンの敷物をそこに見い出すであろう」という予測は、敷物のパターンを構成する諸要素の配列、大きさ、色等について何事をも語りはしないけれども、やはり、ある種の有用性を持った予測なのであり、反証可能な予測なのである⁶³⁾。

c. 科学主義への批判

60) Hayek, F. A.: The Pretence of Knowledge, in: *NS*, p. 26-27.

61) Hayek, F. A.: The Pretence of Knowledge, in: *NS*, p. 27. 尚、パターン予測については、次の論文も参照せよ。Hayek, F. A.: The Theory of Complex Phenomena, in: *SPPE*.

62) Hayek, F. A.: Degrees of Explanation, in: *SPPE*, p. 9-10.

63) Hayek, F. A.: The Theory of Complex Phenomena, in: *SPPE*, p. 24, p. 32.

科学主義に対するハクエクの批判は二種類のものに分けられる。そのひとつは、本論で論じた客観主義・集団主義・歴史主義に対する批判である。そして、とりわけ客観主義と結びついた（方法論的）集団主義が強烈に批判される。というものの、この（方法論的）集団主義は、自由を抑圧する体制を正当化するための知的基盤となり得るものだからである。科学主義に対する第二の批判は、本付論で展開した、最近の経済学の分野に於ける理論を数量化可能なもの或いは計測可能なもののみに関連づけようとする努力に対するものである。こうした努力は自然科学に於けると同程度の特定化された予測を、経済学の分野に於いても達成したいとの願望に帰因するものと思われる。

いずれにせよ、自然科学に於ける方法を模倣したり（即ち、客観主義の模倣）、或いは自然科学に於いて達成されたことを社会科学に於いても実現しようとしたりすることは、社会科学の進歩にとって、害になりこそすれ、何ら有益なものをもたらさないものである。

おわりに

18世紀が自由主義思想確立の世紀であったとすれば、19世紀は全体主義の思想的基盤が整備されていった世紀であった。一方に於いて、英国の自由主義の伝統は衰退していった。それは、とりわけ市場秩序に対する不満に帰因するものであった。資源配分の結果の予測不可能性は、統一的目的序列に沿った経済の計画的統御の要請を、そして市場価格に応じた所得分配は、分配的正義の要請をそれぞれ生み出す下地となっていった。

他方、構成派合理主義は、法実証主義と科学主義を生み出し、全体主義の知的基盤を準備していった。法実証主義によって「法の支配」は空洞化されるに到り、法が自由のセーフガードとなることに終止符が打たれた。また、科学主義的態度は方法論的集団主義を生み出し、やがて、政治的集団主義を正当化するようになっていった。

こうした思想界での動きを反映して生まれてきたのが社会主義の体制であった。しかし、「法の支配」と市場メカニズムを基盤とする社会体制のみが、個人の自由と両立し得るのである。これら両者を欠いた社会主義は、個人の自由を抑圧する体制である。ハイエクは社会主義を痛烈に批判する。次稿では、社会主義に対する彼の批判がいかなるものであるか、を

論ずることから始めたい。

細目次

はじめに

I 自由主義の二大系譜

- (1) 自由主義の二つの流れ
 - a. 権力に対する闘争の副産物としての自由
 - b. 自由主義の理論の形成
 - c. いまひとつの自由主義
- (2) 個人主義：ほんものにとせもの
 - a. 基礎にある哲学の違い
 - b. ほんものの個人主義
 - c. にせものの個人主義
- (3) 自由の運命
 - a. 絶対王政への抵抗
 - b. 自由の確立
 - c. 自由の消滅

II 自由，法，市場

- (1) 進化の理論
 - a. 自由主義思想の理論的基盤
 - b. 自然一人為二分法
 - c. 進化の理論
 - (i) マンデヴィルの功績 (ii) 進化の理論 (iii) 市場の理論
- (2) 自由と法
 - a. 個人的自由
 - (i) 自由の定義 (ii) 自由・強制・法 (iii) 法の性質
 - b. 政府の制限
 - (i) 社会契約説 (ii) 法の支配 (the Rule of Law)
 - c. 自由の論拠

(3) 市場と経済発展

a. 市場の機能

b. 市場秩序の特徴

(i) 市場の機能条件 (ii) 市場秩序の特徴

(iii) 市場秩序への不満

c. 不満の源泉

Ⅲ 全体主義への変質

(1) 構成派合理主義

a. 啓蒙思想の理論的基盤

b. 「自由のセーガードとしての法」への尊敬の念の欠如

c. 無政府状態か、それとも独裁か

(2) 法実証主義

a. 法実証主義

b. 全体主義に対する歯止めの消失

(3) 科学主義

a. 自然科学と社会科学

(i) 自然科学の課題 (ii) 社会科学の特殊領域

(iii) 社会科学の対象と方法

①対象の主観的性格 ②方法論的個人主義

③「構成的」(compositive) 方法

b. 科学主義

(i) 《科学》の専制 (ii) 科学主義

(iii) 科学主義的取り組みに於ける客観主義・集団主義・歴史主義

c. 科学主義の帰結

(i) 構成派合理主義と科学主義 (ii) 方法論的集団主義の主張

(iii) 方法論的集団主義から政治的集団主義へ

付論：科学主義としてのケインズ主義

a. 科学主義の新たな展開

- b. 特定化された予測とパターン予測
- c. 科学主義への批判

おわりに